

京都府通行障害既存耐震不適格建築物耐震化支援事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱（平成 25 年京都府告示第 636 号。以下「要綱」という。）第9条の規定により、通行障害既存耐震不適格建築物に係る事業の補助金の交付、財産処分の制限又は補助金交付決定の取消しに関して必要な事項を定める他、通行障害既存耐震不適格建築物に係る事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

(補助対象事業等)

第3条 要綱別表の2の項に規定する知事が必要と認める額は、設計図書の復元、耐震判定機関(京都府建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成 26 年京都府規則第 20 号)第3条第1号に規定する耐震判定機関をいう。以下同じ。)の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用の額とする。(ただし、一戸建て住宅を除く。)

2 要綱別表の2の項に規定する知事が別に定める工法は、免震工法等特殊な工法とする。

(様式)

第3条の2 要綱において、別に定めることとされている様式については次のとおりとする。

- (1) 交付申請書（要綱第4条関係） 別記第1号様式
- (2) 変更承認申請書（要綱第5条関係） 別記第2号様式
- (3) 実績報告書（要綱第7条関係） 別記第3号様式
- (4) 補助金受領委任状（要綱第7条の2関係） 別記第4号様式
- (5) 全体設計承認申請書（要綱第8条関係） 別記第5号様式
- (6) 年度内遂行実績報告書（第7条関係） 別記第6号様式

(交付申請書)

第4条 別記第1号様式のその他知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支予算書
- (2) 所管行政庁が通行障害既存耐震不適格建築物であることを確認した書類
- (3) 申請手続きに係る委任状（所有者以外の者が申請手続きを行う場合に限り。）
- (4) 新築及び増改築の履歴を示す書類とその履歴に係る確認済証(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けたものをいう。以下同じ。)及び検査済証（建築基準法第7条の規定により交付を受けたものをいう。以下同じ。）の写し（当該書類を所有していない場合は理由書）
- (5) 土地及び建物の登記事項証明書の写し（ただし、申請日前3箇月以内に証明されたものに限る。）
- (6) 補助対象事業者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書の写し（ただ

し、申請日前3箇月以内に証明されたものに限る。)

- (7) 対象建築物の付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図
- (8) 対象建築物の外観写真
- (9) 対象建築物の所有に共有者がある場合、全員の同意書

ただし、対象建築物の所有者が2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）である場合、交付申請を行う事業を実施する旨の管理組合（区分所有法第3条又は第65条に規定する団体）の議決書（本事業の実施にかかる予算項目が明示された予算の議決を含む。）及び区分所有の状況が分かる書類

- (10) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し（申請額の積算の内訳が分かる書類）
- (11) 耐震診断又は耐震設計の業務を行おうとする者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項各号の規定に適合する者（以下「耐震診断資格者等」という。）であることを証する書類
- (12) 省令第5条第1項第1号の規定に適合する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により登録を受けた建築士事務所に属する建築士であることを証する書類
- (13) 耐震設計、建替えの設計、耐震改修、除却又は建替えにあつては、耐震診断結果が現行の耐震基準を満たさないことを証する書類（通行障害既存耐震不適格建築物が木造の建築物である場合、耐震診断資格者等が証する書類の写し、木造以外の建築物であつて、平成30年2月6日以前に耐震診断を実施した場合、耐震診断資格者等が証する書類の写し又は耐震判定機関が証する書類の写し、平成30年2月6日以降に耐震診断を実施した場合、耐震判定機関が証する書類の写しとする。）
- (14) 耐震改修にあつては、次の書類（イからオまでについて、耐震設計に係る要綱第7条の規定による実績報告書に添付したものと同一である場合は、その旨を記した書類の添付に代えることができる。）
 - ア 耐震設計の概要を記した書類
 - イ 耐震設計の各図面（付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）
 - ウ 耐震設計の構造計算書
 - エ 耐震設計の耐震性を証する書類の写し
 - オ 耐震設計の耐震性を証するための審査の申請書の副本の写し（当該申請書にアからウまでの書類と同じ書類の添付がある場合は、当該書類の写しの添付を省略することができる。）
 - カ 工程表（申請日前3箇月以内に作成されたもの。）
- (15) 除却又は建替えにあつては、次の書類（イ及びウについて、建替えの設計に係る要綱第7条の規定による実績報告書に添付したものと同一である場合は、その旨を記した書類の添付に代えることができる。）
 - ア 除却の計画又は建替えの概要を記した書類
 - イ 建替えの設計に係る各図面（付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）（建替えの場合に限る。）
 - ウ 確認済証の写し（建替えの場合に限る。）
 - エ 工程表（申請日前3箇月以内に作成されたもの。）

- (16) 補助対象事業者が暴力団員等でないことの誓約書
- (17) 消費税仕入税額控除確認書（補助対象経費に消費税相当額を含む場合に限る。）

（事業変更承認申請書）

第5条 別記第2号様式のその他知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 土地及び建物の登記事項証明書の写し（ただし、申請日前3箇月以内に証明されたものに限る。）
- (3) 補助対象事業者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書の写し（ただし、申請日前3箇月以内に証明されたものに限る。）
- (4) 前条第1号から第17号まで（第5号及び第6号を除く。）に定める書類（変更内容に関する書類に限る。）

（実績報告書）

第6条 別記第3号様式のその他知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支決算書
- (2) 交付決定通知書（変更交付決定通知書を含む。）の写し
- (3) 耐震診断にあつては、現場調査に関する作業内容が分かる写真及び調査結果が分かる書類
- (4) 耐震改修、除却又は建替えにあつては、耐震改修、除却又は建替えの実施状況を示す写真
- (5) 建替えにあつては、検査済証の写し
- (6) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (7) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
- (8) 消費税法第30条に基づく補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う報告書（補助対象経費に消費税相当額を含む場合又は消費税第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合に限る。）

（年度内遂行実績報告）

第7条 補助金の交付の決定に係る年度内に補助対象事業が完了しない場合、補助対象事業者は、別記第6号様式を補助金の交付決定に係る年度内に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 補助金交付決定の取消しについては、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業者は、規則に基づき交付決定の取消しを求める場合は、当該内容を知事に報告するものとする。
- (2) 知事は前号による報告に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (3) 前号の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- (4) 規則第7条、第17条及び第18条の規定は、第2号の規定による取消をした場合について準用する。

附 則

この要領は、令和2年3月25日から施行する。

附 則（令和8年4月1日改正）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(要綱第4条関係)

年 月 日

京都府知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付申請書
（通行障害既存耐震不適格建築物に係る事業分）

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の実施予定期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 添付書類
 - (1) 交付申請内容内訳書（別紙1）
 - (2) 交付申請額内訳書（別紙2）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

別紙1

交 付 申 請 内 容 内 訳 書

区 分	棟 数	交付申請額	摘 要
耐 震 診 断	棟	円	
耐震設計又は建替への設計	棟	円	
耐震改修、除却又は建替え	棟	円	
計		円	

別紙2

交付申請額内訳書

1 耐震診断

番号	所有者の氏名又は名称及び代表者名	建築物の名称	建築物の所在地	用途、階数及び区分	延べ面積	補助対象経費	補助額	摘要
					m ²	円	円	
					計			

注 1 建築物ごとに記入してください。

2 「補助額」欄の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。

2 耐震設計又は建替えの設計

番号	所有者の氏名又は名称及び代表者名	建築物の名称	建築物の所在地	用途、階数及び区分	延べ面積	補助対象経(A)	補助額(A)×5/6	摘要
					m ²	円	円	
					計			

注 1 建築物ごとに記入してください。

2 「補助額」欄の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。

3 「摘要」欄には耐震設計又は建替えの設計の別を記入してください。

3 耐震改修、除却又は建替え

番号	所有者の氏名又は名称及び代表者名	建築物の名称	建築物の所在地	用途、階数及び区分	延べ面積	補助対象経(A)	補助額(A)×11/15	摘要
					m ²	円	円	
計								

注 1 建築物ごとに記入してください。

2 「補助額」欄の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。

3 「摘要」欄には耐震改修、除却又は建替えの別を記入してください。

4 「延べ面積」欄には、耐震改修にあつては耐震改修後における建築物の延べ面積を、除却又は建替えにあつては現に存する建築物の延べ面積を記入してください。

第2号様式(要綱第5条関係)

年 月 日

京都府知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度京都府大規模建築物等耐震化支援事業補助金変更承認申請書
（通行障害既存耐震不適格建築物に係る事業分）

年 月 日付け京都府指令第 号により交付決定のあつた上記補助金
に係る事業について、下記のとおり変更したいので、京都府大規模建築物等耐震化支援
事業費補助金交付要綱に基づき、承認を申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 変更による申請額 金 円
- 3 変更の理由
- 4 添付書類
 - (1) 変更交付申請内容内訳書（別記第1号様式の別紙1に準じて作成してください。）
 - (2) 変更交付申請額内訳書（別記第1号様式の別紙2に準じて作成してください。）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

第3号様式(要綱第7条関係)

年 月 日

京都府知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金実績報告書
(通行障害既存耐震不適格建築物に係る事業分)

年 月 日付け京都府指令第 号により交付決定のあつた上記補助金に係る事業を完了しましたので、京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 金 円

精算額 金 円

2 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

(1) 交付申請内容内訳書（別記第1号様式の別紙1に準じて作成してください。）

(2) 補助金精算額内訳書（別記第1号様式の別紙2に準じて作成してください。）

(3) 耐震診断にあつては、建築物別にまとめた次の書類

ア 耐震診断の結果概要を記した書類

イ 現況の図面（付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）

ウ 現況の構造計算書

エ 耐震診断の結果を証する書類の写し

オ 耐震診断の結果を証するための審査の申請書の副本の写し（当該申請書にアからウまでの書類と同じ書類の添付がある場合は、当該書類の写しの添付を省略することができます。）

カ その他知事が必要と認める書類

(4) 耐震設計にあつては、建築物別にまとめた次の書類

- ア 改修設計の耐震性の概要を記した書類
 - イ 耐震設計に係る図面（付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）
 - ウ 耐震設計に係る構造計算書
 - エ 耐震設計の耐震性を証する書類の写し
 - オ 耐震設計の耐震性を証するための審査の申請書の副本の写し（当該申請書にアからウまでの書類と同じ書類の添付がある場合は、当該書類の写しの添付を省略することができます。）
 - カ その他知事が必要と認める書類
- (5) 建替えの設計にあつては、建築物別にまとめた次の書類
- ア 建替えの設計に係る概要を記した書類
 - イ 建替えに係る図面（付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）
 - ウ 建替えに係る構造計算書
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (6) 耐震改修にあつては、建築物別にまとめた次の書類
- ア 耐震改修の結果が耐震設計内容に適合することを証する書類
 - イ その他知事が必要と認める書類
- (7) 除却又は建替えにあつては、建築物別にまとめた次の書類
- ア 除却の計画又は建替えの概要を記した書類
 - イ 建替えに係る図面（付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）
 - ウ 建替えに係る構造計算書
 - エ その他知事が必要と認める書類

第4号様式(要綱第7条の2関係)

年 月 日

京都府知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞

補助金受領委任状

私は、下記の補助金について、京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱第7条の2第1項の規定により、下記のとおり受領を委任します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 建築物の名称
- 3 建築物の所在地
- 4 補助金交付決定番号
- 5 確定補助金額 金 円

上記の補助金の受領について委任を受けることを承諾します。ただし、通行障害既存耐震不適格建築物に係る事業を実施するために要する経費に充てるものとします。

補助対象事業に係る委託を受けた者又は工事の受注者

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞

京都府知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度京都府大規模建築物等耐震化支援事業全体設計（変更）承認申請書
（通行障害既存耐震不適格建築物に係る事業分）

通行障害既存耐震不適格建築物の について全体設計の（変更）承認を受けたいので、京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業内容

2 建築物概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 階数 地上 階/地下 階
- (4) 構造
- (5) 面積 延床面積 m²
- (6) 建築年月

3 補助事業の実施予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 全体設計額	全体	金	円
	1年目	金	円
	2年目	金	円
	3年目	金	円

5 添付書類

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 工程表（年度毎の出来高が分かるもの）
- (4) 見積書（年度毎の出来高が分かるもの）
- (5) その他知事が必要と認める書類

別記第 6 号様式 (第 7 条関係)

番 号
年 月 日

京都府知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金年度内遂行実績報告書
(通行障害既存耐震不適格建築物に係る事業分)

年 月 日付け京都府指令第 号で交付決定を受けた京都府大規模建築物等
耐震化支援事業費補助金について、下記のとおり 年度の実績を報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び年度内遂行実績額等

交付決定額	金	円
年度内遂行実績額	金	円
翌年度繰越額	金	円

2 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

補助金年度内遂行実績額内訳書(別記第 1 号様式別紙 2 に準じて作成してください。)